

お知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

時とき 所ところ 内内容 出出演 対対象 定定員 料料金 用用意する物 申申し込み・先 問問い合わせ先 TEL 電話番号 FAX FAX HP ホームページ メール

11日(土)～20日(月・祝)は 広島県夏の交通安全運動の期間です

問 生活環境課
(TEL 0848-67-6178)



夏の外出も交通ルールを守って！

夏は暑さを避けるため、朝夕の活動が増えます。薄暮時や夜間は反射材用品などを身に着けましょう。自転車で外出するときはヘルメットの着用を忘れずに。



みんなでなくそう！ 交通事故！

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 歩行者の安全な通行の確保
- ③ 飲酒運転をはじめとする危険運転の根絶
- ④ 自転車等の安全利用の推進
- ⑤ 高速道路の交通事故防止

平和に関する事業

非核平和パネル展

被爆の実相や戦争の悲惨さを伝える手記から学び、クイズを通じて学びを深めます。

時 8月4日(火)～24日(月)

所 問 人権文化センター(長谷一丁目)

(TEL 0848-66-1111 FAX 0848-66-1112)

平和パネル展

JICA海外協力隊が世界70カ国以上でヒロシマ・ナガサキを伝えた内容を展示。被爆の実相、平和の大切さ、復興の道のりや、世界各国で作られた折り鶴も展示します。

時 8月4日(火)～16日(日)

所 フジグラン三原(円一町一丁目)

問 人権推進課 (TEL 0848-67-6044 FAX 0848-64-4103)

平和イベント 「未来に伝える命の尊さ」

時 26日(日)13時～15時

所 中央公民館 中講堂

内 第一部

【朗読劇】「ミサンガ記念日」朗読グループ《声の友》

第二部

【読み語り】「ぼくのこえがきこえますか」(村上 招子さん)

【鍵盤ハーモニカ演奏】大人の鍵盤ハーモニカグループ
演奏曲: イマジン / オネスティ / エデンの東ほか

【合唱】アルコバレーノ合唱団(子ども合唱団)

申 問 7日(火)～25日(土)に申込フォーム、

または中央公民館 (TEL 0848-64-2137)へ



↑ 申込
フォーム

戦没者原爆死没者追悼式ならびに平和祈念式典

ご遺族をはじめ、どなたでも参加できます。

時 8月1日(土)9時30分～11時30分

所 リージョンプラザ

内 小中学生による平和祈念作文や戦没者の遺族・被爆者による手記朗読など

※お供えなどは受け取れません。

問 社会福祉課 (TEL 0848-67-6058)



↑ 市庁

【募集】

平和祈念式典で展示する折り鶴を募集しています

【規格】7cm×7cmまたは15cm×15cmの折り紙で作成し、1m程度の糸に通して提出してください。

【提出方法】17日(金)までに社会福祉課 (TEL 0848-67-6058)または各支所へ

展示後に折り鶴の返却を希望しない場合は、三原市原爆死没者慰霊碑または平和記念公園内「原爆の子の像」に奉納します。

市の財政状況をお知らせします

令和7年度一般会計(令和8年3月31日現在)

問 財政課
 (TEL) 0848-67-6028
 (FAX) 0848-67-6199

予算の状況

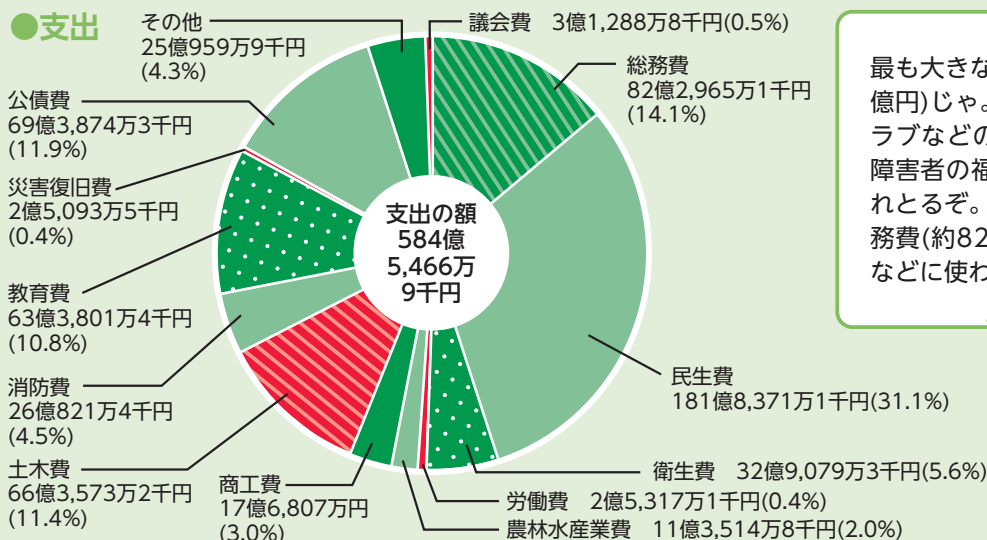
令和7年度当初の一般会計予算額は544億6,800万円でしたが、物価高騰対策などによる補正予算の増額や令和6年度からの繰越額によって、3月末時点の予算額は584億5,466万9千円になりました。

●収入

主な市税収入は、市民税(約59億円)、固定資産税(約70億円)、都市計画税(約8億円)です。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
584億5,466万9千円	146億775万8千円	25.0%

●支出



最も大きな支出は、民生費(約182億円)じゃ。保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援、高齢者や障害者の福祉サービスなどに使われとるぞ。2番目に大きな支出の総務費(約82億円)は、物価高騰対策などに使われとるぞ。



市債(借入金)と基金(預貯金)の状況

市債のうち、臨時財政対策債(約124億円)は返済額の100%を国が負担します。

また、全体として返済額(約494億円)の約7割(約346億円)を国が負担します。

市債現在高	基金現在高
493億8,490万3千円	166億7,154万3千円

1世帯あたりに換算すると・・・

市債現在高は	基金現在高は
113万8,347円	38万4,287円

※令和8年3月末現在の市の世帯数43,383世帯から算出しています。

市が保有する財産の現在高(財産区を除く)

財産		現在高
土地(地積)		8,341,806.53㎡
建物(延床面積)		455,925.82㎡
基金	一般会計	166億7,154万3千円
	特別会計	18億1,053万4千円
有価証券		19億985万円
出資金		20億2,309万4千円
貸付金		1,017万5千円

下水道事業の経営状況

令和7年度の経営状況は、収益30億8,409万8千円、費用31億1,205万8千円で差し引き2,796万円の損失が出ました。

この損失は、物価高騰などによって維持管理経費が増加したことによるものです。

損失は、利益積立金を取り崩し、補填する予定です。

詳しい財政状況は、市庁舎、情報公開コーナー(市役所本庁4階)で公開しています。次回は、11月ごろに決算の状況についてお知らせします。

国民健康保険に加入している皆さんへ



資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

マイナ保険証を持っている人で、有効期限が到来する「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を持っている人には「資格情報のお知らせ」を送付します。

70歳未満の人の「資格情報のお知らせ」には有効期限がないため、定期更新はありません。

マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書(オレンジ色)」を送付します。

「自己負担限度額及び入院時の食事・居住費の減額」の適用を受けるには

原則、限度額認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証は必要ありません。次の①または②により窓口での負担に限度額が適用されます。

ただし、住民税非課税世帯の人で直近1年間の入院日数が90日を超え、食事代がさらに減額となる場合は申請が必要です。

①マイナ保険証で受診

②医療機関がオンライン資格確認で限度額区分を照会することに同意する

令和8年度の国保税率・課税限度額

令和8年度の国保税率と課税限度額は表1のとおりです。県が示す標準保険料率を参考に、毎年見直しを行います。

また、子育て施策拡充のため、令和8年度から保険税とあわせて子ども・子育て支援納付金分を納付していただくことになりました。

表1 令和8年度の国保税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40歳～64歳の人	子ども・子育て支援納付金分 【令和8年度創設】
①所得割率[前年中の所得に応じて計算]	8.26%	2.76%	2.36%	0.29%
②均等割額[加入者1人当たり]	35,712円	11,808円	12,074円	1,261円
③18歳以上均等割額	—	—	—	53円
④平等割額[1世帯当たり]	22,741円	7,542円	5,852円	785円
課税限度額(税額上限)	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※①～④の合計額が、年間の国保税額です。

※③18歳以上均等割額…18歳未満の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金分の均等割は、全額軽減されます。この軽減額を補うために、18歳以上の被保険者で負担するものが、18歳以上均等割額です。

●世帯主に納税通知書が届きます

7月中旬、世帯主に納税通知書が届きます。世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者です。納税通知書が届かない場合は市民税課(☎ 0848-67-6030)に問い合わせてください。第1期の納期限は7月31日(金)です。

納付は口座振替で

国保税などの市税を口座振替で納付することを勧めています。希望する人は市内に本店または支店のある金融機関で手続きしてください。

☎ 通帳、金融機関届出印、納税通知書

※口座振替をする税目の指定はできません。

国保税の減免制度

次の人は、国保税が減免されることがあります。

☎ 疾病や事業の廃止による離職などで国保税の納付が困難な人

※詳しくは市民税課(☎ 0848-67-6030)へ問い合わせをしてください。

年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65～74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされます。天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

納付が困難なときは相談を

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、早めに税制収納課(☎ 0848-67-6035)へ相談してください。

国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が軽減され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

☎ 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人

☎ 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知・マイナ保険証または資格確認書・マイナンバーが確認できる物を持って市民税課(☎ 0848-67-6030)へ

後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ



資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

以下の案内は、8月1日時点における年齢を基準としています。

●85歳以上の人全員

これまでどおり、手続きなしで新たな「資格確認書」(紫色)を7月中旬に届けます。

●84歳以下でマイナ保険証を利用していない人(※1)(マイナ保険証を持っていない人も含みます)

これまでどおり、手続きなしで新たな「資格確認書」(紫色)を7月中旬に届けます。

●84歳以下でマイナ保険証を普段から利用している人(※2)

「資格情報のお知らせ」を届けます。「資格情報のお知らせ」のみでは病院などの受診はできないため、マイナ保険証での受診をお願いします。マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請手続きにより資格確認書を交付します。

※1 マイナ保険証を利用していない人は、下記の※2に該当しない人です。

※2 マイナ保険証を普段から利用している人は、以下の条件をともに満たす人です。

①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人

②おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している人

マイナ保険証の利用状況は、7月中旬に届ける新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。

「自己負担限度額及び入院時の食事・居住費の減額」の適用を受けるには

窓口での負担を限度額までとするには区分を証明する次の①または②の提示、もしくは③での同意が必要です。

①マイナ保険証で受診

②限度額区分が併記された資格確認書を提示(併記には申請が必要)

③医療機関がオンライン資格確認で限度額区分を照会することに同意する

※マイナ保険証を利用すれば、資格確認書への記載を申請しなくても、限度額が適用されます。



↑市庁

令和8年度の保険料

年間保険料は均等割額と所得割額の合計額です(表1)。年間保険料の限度額は87万1千円です。

表1 令和8年度の年間保険料の算出方法

医療分	均等割額 55,090円	+	※所得割額 所得割率(9.93%)	=	年間保険料 (限度額85万円)
子ども分	均等割額 1,337円	+	※所得割額 所得割率(0.25%)	=	年間保険料 (限度額2万1千円)

※(総所得金額等－基礎控除額)×所得割率＝所得割額

表2 均等割額の軽減

軽減後の医療分均等割額	軽減後の子ども分均等割額	所得要件 (世帯内の被保険者と世帯主の令和7年中所得の合計額)
7.2割軽減 15,425円/年	7割軽減 401円/年	[43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)]以下
5割軽減 27,545円/年	5割軽減 668円/年	[43万円+31万円×世帯内の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)]以下
2割軽減 44,072円/年	2割軽減 1,069円/年	[43万円+57万円×世帯内の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)]以下

※ 健保組合(国保・国保組合を除く)などの被扶養者の人が後期高齢者医療保険に加入した場合、2年を経過する月までは均等割額が5割軽減されます。ただし、表2に該当する人は、軽減割合の高い方が優先されます。

●保険料の納付

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付は原則、年金からの天引きです。天引きできない場合は、納付書か口座振替での納付になります。年金からの天引きの人でも口座振替での納付に変更できます。税制収納課へ相談してください。

納付が困難な人へ

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、早めに税制収納課へ相談してください。

不審な電話に注意を

電話で市の職員を名乗り「医療費の還付金がある」などと言って、銀行や郵便局のATMに誘導し、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。還付手続きでATMの操作をお願いすることは絶対にありません。十分に注意してください。

問 国民健康保険について:保険医療課(☎ 0848-67-6050)
後期高齢者医療について:保険医療課(☎ 0848-67-6056)
保険税(料)について:市民税課(☎ 0848-67-6030)

納付について:税制収納課(☎ 0848-67-6035)
口座振替について:税制収納課(☎ 0848-67-6034)